

改正	平成25年	11月27日	原規総発第1311275号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	4月19日	原規法発第1704191号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	7月10日	原規法発第1707101号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	9月11日	原規法発第1709112号	原子力規制委員会決定
改正	令和元年	9月11日	原規法発第1909111号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	2月13日	原規法発第2002071号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	8月13日	原規総発第2007313号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	11月18日	原規総発第2011183号	原子力規制委員会決定
改正	令和3年	12月15日	原規総発第2112152号	原子力規制委員会決定
改正	令和5年	8月30日	原規総発第2308302号	原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の全部を次のとおり改正する。

平成25年11月27日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による処分基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則の施行の日（令和2年8月13日）から施行する。

附 則

この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和3年1月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の施行の日（令和3年12月15日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月6日）から施行する。ただし、次条から附則第5条までの規定は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年10月1日）から施行する。

(改正法附則第4条から第6条までの認可に係る審査基準及び標準処理期間)

第2条 改正法附則第4条第1項の認可に係る行政手続法（平成5年法律第88号）

第5条第1項の規定による審査基準及び同法第6条の規定による標準処理期間は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 審査基準 改正法第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「新原子炉等規制法」という。）第43条の3の32第1項の審査基準

二 標準処理期間 6月

第3条 改正法附則第4条第3項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第43条の3の32第3項の審査基準及び標準処理期間とする。

第4条 改正法附則第5条第1項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第43条の3の32第1項の審査基準及び標準処理期間とする。

第5条 改正法附則第6条第1項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第43条の3の32第4項の審査基準及び標準処理期間とする。

(別表)

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
<b>【製錬の規制】</b>			
第3条第1項	製錬事業の指定	基準は、第4条に規定されている。(※1)	※6
第6条第1項	製錬事業の変更の許可	同上	※6
第8条第1項	製錬事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第8条第2項において準用する第4条第1号及び第3号に規定されている。(※1)	※6
第10条第1項	製錬事業の指定の取消し	基準は、第10条第1項及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下「製錬規則」という。)第5条に規定されている。(※3)	
第10条第2項	製錬事業の指定の取消し又は製錬事業の停止命令	基準は、第10条第2項に規定されている。(※3)	
第11条の2第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第11条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 製錬規則第6条の2については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第12条第1項	製錬事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第12条第2項に規定されている。(※1)	30日
	製錬事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第12条第3項	製錬事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第12条第3項に規定されている。(※3)	

第12条の2第1項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第12条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 製錬規則第6条の2については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日
	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第12条の2第3項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第12条の2第3項及び製錬規則第6条の2に規定されている。 製錬規則第6条の2については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第12条の5	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第12条の5に規定されている。(※3)	
第12条の6第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第12条の6第4項及び製錬規則第7条の5の9に規定されている。(※2)	※6
第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第12条の6第7項	核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第12条の6第8項及び製錬規則第7条の5の11に規定されている。(※2)	※6
第12条の7第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第12条の7第5項及び製錬規則第7条の5の9に規定されている。(※2)	※6
第12条の7第3項	指定の取消し等	同上	※6

4項	に伴う廃止措置計画の変更の認可		
第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第12条の7第9項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第12条の7第9項及び製錬規則第7条の5の11に規定されている。(※2)	※6
<b>【加工の規制】</b>			
第13条第1項	加工事業の許可	<p>基準は、第14条各号の規定並びに加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第17号。以下「加工事業許可基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）</p>	※6

		<p>○ウラン・プルトニウム混合酸化燃料加工施設に対する仮想的な臨界事故の評価について（平成14年4月11日原子力安全委員会決定）</p> <p>○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和2年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準解釈」という。）</p>	
第16条第1項	加工事業の変更の許可	同上	※6
第16条の2第1項	加工施設の設計及び工事の計画の認可	<p>基準は、第16条の2第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号。以下「加工技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○加工施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002054号-1（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）。以下「加工技術基準解釈」という。）</p>	※6

	加工施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※6
第16条の2第2項	加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※6
第16条の3第3項	加工施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第16条の3第2項に規定されている。 同項第2号については、加工技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○加工技術基準解釈	確認終了後30日
第18条第1項	加工事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第18条第2項において準用する第14条第1号、第2号及び第4号に規定されている。 (※2)	※6
第20条第1項	加工事業の許可の取消し	基準は、第20条第1項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第6条に規定されている。(※3)	
第20条第2項	加工事業の許可の取消し又は加工事業の停止命令	基準は、第20条第2項に規定されている。(※3)	
第21条の3第1項	加工施設の使用の停止等	基準は、第21条の3第1項並びに加工事業許可基準規則及び加工技術基準規則に規定されている。(※3)	
第21条の3第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第21条の3第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。 加工規則第7条の9については、	



		原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第22条第1項	加工事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第22条第2項に規定されている。 同項第2号については、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	30日
	加工事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第22条第3項	加工事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第22条第3項に規定されている。（※3）	
第22条の3第1項第2号	核燃料取扱主任者に係る認定	基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第11条に規定されている。（※2）	30日
第22条の3第3項	核燃料取扱主任者免状の返納命令	基準は、第22条の3第3項に規定されている。（※3）	
第22条の5	核燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第22条の5に規定されている。（※3）	
第22条の6第1項	加工事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第22条の6第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び加工規則第7条の9に規定されている。 加工規則第7条の9については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日
	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日

	可		
第22条の6第2項	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第22条の6第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び加工規則第7条の9に規定されている。 加工規則第7条の9については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第22条の7第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第22条の7第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第22条の7の2第4項	加工事業者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第22条の7の2第4項及び加工規則第9条の3の5各号に規定されている。(※3)	
第22条の8第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第22条の8第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6
第22条の8第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第22条の8第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6

第22条の9第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6
第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第22条の9第5項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6
<b>【試験研究用等原子炉の規制】</b>			
第23条第1項	原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）の設置の許可	基準は、第24条第1項各号の規定並びに試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第21号。以下「試験炉許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「試験炉許可	※6

		基準解釈」という。) <ul style="list-style-type: none"> <li>○品質管理基準解釈</li> </ul>	
第23条の2第1項	外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可	<p>基準は、第24条の2第1項並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</li> <li>○試験炉許可基準解釈</li> <li>○品質管理基準解釈</li> </ul>	※6
第26条第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）の設置の変更の許可	<p>基準は、第26条第4項において準用する第24条第1項各号の規定並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</li> <li>○試験炉許可基準解釈</li> <li>○品質管理基準解釈</li> </ul>	※6
第26条の2第1項	外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可	<p>基準は、第26条の2第3項において準用する第24条の2第1項並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</li> <li>○試験炉許可基準解釈</li> <li>○品質管理基準解釈</li> </ul>	※6
第27条第1項	原子炉施設（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）の設計及び工事の計画の認	<p>基準は、第27条第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「試験炉技術基準規則」という。）、核</p>	※6

	可	原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和53年科学技術庁告示第10号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002054号-2（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）。以下「試験炉技術基準解釈」という。）	
	原子炉施設（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※6
第27条第2項	原子炉施設（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※6
第28条第3項	原子炉施設（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の使用前事	基準は、第28条第2項に規定されている。 同項第2号については、試験炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等	確認終了後30日間

	業者検査に関する確認	を定める告示及び核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○試験炉技術基準解釈	
第31条第1項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第31条第2項において準用する第24条第1項第1号、第2号及び第4号に規定されている。（※2）	※6
第33条第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）の設置の許可の取消し	基準は、第33条第1項及び試験炉規則第5条の2に規定されている。（※3）	
第33条第2項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）の設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第33条第2項に規定されている。（※3）	
第36条第1項	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに限る。）の使用の停止等	基準は、第36条第1項並びに試験炉許可基準規則及び試験炉技術基準規則に規定されている。（※3）	
第36条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第36条第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。 試験炉規則第14条の3について	

		ては、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第37条第1項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るもの限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。 同項第2号については、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日間
	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るもの限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。 同項第2号については、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112714号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	60日間
第37条第3項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るもの限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第37条第3項に規定されている。（※3）	

	り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令		
	原子炉設置者(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るもの限り、第43条の3の2第2項及び第43条の3の3第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令	同上	
第39条第1項	原子炉施設(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。)の譲受けの許可	基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。(※2)	※6
第39条第2項	原子力船の譲受けの許可	基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。(※2)	※6
第41条第1項第2号	原子炉主任技術者に係る認定	基準は、令第20条において読み替えて準用する令第11条に規定されている。(※2)	30日
第41条第3項	原子炉主任技術者免状の返納命	基準は、第41条第3項に規定されている。(※3)	



	令		
第43条	原子炉主任技術者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の解任命令	基準は、第43条に規定されている。（※3）	
第43条の2第1項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の2第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日
	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第43条の2第2項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の2第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び試験炉規則第14条の3に規定されている。試験炉規則第14条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第43条の2の2第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の2の2第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。（※3）	

第43条の3の2第2項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。 これらの規定については、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第13112716号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「原子炉施設廃止措置計画審査基準」という。）を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6
第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	原子炉設置者（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。（※3）	
第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に係るものに限る。）	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項及び試験炉規則第16条の11に規定されている。	※6

第43条の3の3第2項	許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の12において読み替えて準用する試験炉規則第16条の9に規定されている。これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6
第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。（※3）	
第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げるものに係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び試験炉規則第16条の12において読み替えて準用する試験炉規則第16条の11に規定されている。	※6
<b>【発電用原子炉の規制】</b>			

<p>第43条の3の5第1項</p>	<p>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の設置の許可</p>	<p>基準は、第43条の3の6第1項各号の規定並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））</li> <li>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</li> <li>○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）</li> <li>○品質管理基準解釈</li> </ul>	<p>2年</p>
	<p>原子炉（発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にある原子炉（以下「研究開発段階炉」という。）に限る。）の設置の許可</p>	<p>基準は、第43条の3の6第1項各号の規定並びに研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p>	<p>※6</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管P発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））</li> <li>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</li> <li>○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管P発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「研開炉設置許可基準解釈」という。）</li> <li>○水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）</li> <li>○新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方（昭和63年6月9日原子力安全委員会決定）</li> <li>○プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定）</li> <li>○品質管理基準解釈</li> </ul>	
第43条の3の8第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の変更の許可	基準は、第43条の3の5第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	2年
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の変更の	基準は、第43条の3の5第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	※6

	許可		
第43条の3の8第6項	届出内容の変更命令及び中止命令	基準は、第43条の3の5第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の9第1項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の認可	<p>基準は、第43条の3の9第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「実用炉技術基準規則」という。）、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「実用炉技術基準解釈」という。）</p> <p>ただし、実用炉技術基準規則第31条第1項、第48条第1項から第4項まで及び第78条第1項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。）及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技</p>	90日

		<p>術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○発電用火力設備の技術基準の解釈（2013507商局第2号（平成25年5月17日経済産業省制定）。以下「火技解釈」という。))</p> <p>○原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（原規技発第1306199号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「原子力電技解釈」という。))</p>	
	<p>発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の変更に係る設計及び工事の計画の認可</p>	<p>同上</p>	<p>※6</p>
	<p>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の9第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号。以下「研開炉技術基準規則」という。）、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術</p>	<p>90日</p>

		<p>的細目等を定める告示（平成12年科学技術庁告示第21号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「研開炉技術基準解釈」という。）</p> <p>ただし、研開炉技術基準規則第30条、第50条第1項から第4項まで並びに第78条第1項及び第2項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○火技解釈 ○原子力電技解釈</p>	
	<p>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の変更に係る設計及び工事の計画の認可</p>	同上	※6
<p>第43条の3の9第2項</p>	<p>発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の変更の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の9第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。</p>	90日
	<p>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の設計及</p>	<p>基準は、第43条の3の9第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。</p>	90日



	び工事の計画の変更の認可		
第43条の3の10第4項	発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の変更命令及び廃止命令	基準は、第43条の3の9第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の11第3項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の使用前事業者検査に関する確認	<p>基準は、第43条の3の11第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、実用炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○実用炉技術基準解釈</p> <p>ただし、実用炉技術基準規則第31条第1項、第48条第1項から第4項まで及び第78条第1項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○火技解釈</p> <p>○原子力電技解釈</p>	確認終了後 30日

	<p>発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の使用前事業者検査に関する確認</p>	<p>基準は、第43条の3の11第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、研開炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○研開炉技術基準解釈</p> <p>ただし、研開炉技術基準規則第30条、第50条第1項から第4項まで並びに第78条第1項及び第2項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○火技解釈 ○原子力電技解釈</p>	<p>確認終了後 30日</p>
<p>第43条の3の18第1項</p>	<p>発電用原子炉設置者である法人の合併及び分割に係る認可</p>	<p>基準は、第43条の3の18第2項において準用する第43条の3の6第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定されている。(※2)</p>	<p>※6</p>
<p>第43条の3の20第1項</p>	<p>発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の設置の許可の取消し</p>	<p>基準は、第43条の3の20第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第66条に規定されている。(※3)</p>	

	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の設置の許可の取消し	基準は、第43条の3の20第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第61条に規定されている。（※3）	
第43条の3の20第2項	発電用原子炉の設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第43条の3の20第2項に規定されている。（※3）	
第43条の3の23第1項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項並びに実用炉設置許可基準規則及び実用炉技術基準規則に規定されている。（※3）	
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の使用の停止等	基準は、第43条の3の23第1項並びに研開炉設置許可基準規則及び研開炉技術基準規則に規定されている。（※3）	
第43条の3の23第2項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の3の23第2項及び実用炉規則第91条に規定されている。 実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の3の23第2項及び研開炉規則第86条に規定されている。 研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第43条の3の24第1項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るも	基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項第2号については、実用発電	6月

	<p>の)に限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>	
	<p>発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るもの)に限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可</p>	<p>同上</p>	<p>6月(発電用原子炉施設の増設及び実用炉規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月)</p>
	<p>発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るもの)に限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項第2号については、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準(原管廃発第13112715号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>	<p>6月</p>
	<p>発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るもの)に限り、第43</p>	<p>同上</p>	<p>6月(発電用原子炉施設の増設及び実用炉規則第92条</p>

	<p>条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可</p>		<p>第2項各号に掲げる場合以外は3月)</p>
	<p>発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の認可</p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項第2号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原管P発第1306196号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>	<p>6月</p>
	<p>発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可</p>	<p>同上</p>	<p>6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)</p>
	<p>発電用原子炉(設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条</p>	<p>基準は、第43条の3の24第2項に規定されている。 同項第2号については、廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ</p>	<p>6月</p>

	の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の認可	る保安規定の審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)
第43条の3の24第3項	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令	基準は、第43条の3の24第3項に規定されている。(※3)	
	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るものに限り、第43	同上	

	<p>条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令</p>		
	<p>発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更命令</p>	同上	
	<p>発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更命令</p>	同上	
<p>第43条の3の25第1項</p>	<p>発電用原子炉の譲受けの許可</p>	<p>基準は、第43条の3の25第2項において準用する第43条の3の6に規定されている。(※2)</p>	<p>※6</p>

第43条の3の26第2項において読み替えて準用する第43条	発電用原子炉主任技術者の解任命令	基準は、第43条の3の26第2項において読み替えて準用する第43条に規定されている。(※3)	
第43条の3の27第1項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び実用炉規則第91条に規定されている。実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日



第43条の3の27第2項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び実用炉規則第91条に規定されている。実用炉規則第91条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の3の27第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び研開炉規則第86条に規定されている。研開炉規則第86条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第43条の3の28第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の3の28第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。 (※3)	
第43条の3の29第4項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第43条の3の29第4項及び実用炉規則第99条の6各号に規定されている。(※3)	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方	基準は、第43条の3の29第4項及び研開炉規則第94条の6各号に規定されている。(※3)	

	法に対する変更命令		
第43条の3の30第1項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る型式証明	基準は、第43条の3の30第2項及び実用炉設置許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用炉設置許可基準解釈	※6
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る型式証明	基準は、第43条の3の30第2項及び研開炉設置許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉設置許可基準解釈	※6
第43条の3の30第3項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の設計の変更の承認	基準は、第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	※6
第43条の3の30第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式証明の取消し	基準は、第43条の3の30第1項の審査基準と同じ。	
第43条の3の31第1項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る型式の指定	基準は、第43条の3の31第3項及び実用炉技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用炉技術基準解釈	90日間
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る型式の指定	基準は、第43条の3の31第3項及び研開炉技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉技術基準解釈	90日間
第43条の3の31第5項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式の指定の取消し	基準は、第43条の3の31第1項と同じ。	
第43条の3の31第6項	指定外国機器製造者等に係る特	基準は第43条の3の31第6項第1号から第3号までに規定	

	定機器の型式の指定の取消し	されている。	
第43条の3の32第1項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第6項及び実用炉規則第114条によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））	1年
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第6項及び研開炉規則第109条に規定されている。（※1）	1年
第43条の3の32第3項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	1年
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第43条の3の32第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	1年
第43条の3の32第4項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の変更の認可	基準は、第43条の3の32第1項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	6月
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の変更の認可	基準は、第43条の3の32第1項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	6月
第43条の3の34第2項	発電用原子炉設置者（実用発電用	基準は、第43条の3の34第3項において読み替えて準用する	※6

	原子炉に係るものに限る。)の廃止措置計画の認可	第12条の6第4項及び実用炉規則第119条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限る。)の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※6
第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉に係るものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び実用炉規則第119条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び研開炉規則第114条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※6

第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項及び実用炉規則第121条に規定されている。	※6
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項及び研開炉規則第116条に規定されている。	※6
第43条の3の35第2項	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び実用炉規則第119条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び研開炉規則第114条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6
第43条の3の35第4項にお	許可の取消し等に伴う旧発電用	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する	※6

いて読み替えて準用する第12条の7第4項	原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	第12条の7第5項及び実用炉規則第119条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び研開炉規則第114条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※6
第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。（※3）	
第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び実用炉規則第121条に規定されている。	※6
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び研開炉規則第116条に規定されている。	※6

【貯蔵の規制】			
第43条の4第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可	<p>基準は、第43条の5第1項各号の規定並びに使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第24号。以下「貯蔵事業許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p> <p>○使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第1311272号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「貯蔵事業許可基準解釈」という。）。</p> <p>○品質管理基準解釈</p>	※6
第43条の7第1項	使用済燃料貯蔵事業の変更の許可	同上	※6
第43条の8第1項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可	<p>基準は、第43条の8第3項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第8号。以下「貯蔵技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002054号-3（令和2年2</p>	※6

		月5日原子力規制委員会決定)。以下「貯蔵技術基準解釈」という。)	
	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※6
第43条の8第2項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※6
第43条の9第3項	使用済燃料貯蔵施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第43条の9第2項に規定されている。 同項第2号については、貯蔵技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵技術基準解釈	確認終了後30日
第43条の14第1項	使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第43条の14第2項において準用する第43条の5第1項第1号、第2号及び第4号に規定されている。(※2)	※6
第43条の16第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第43条の16第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第26条に規定されている。(※3)	
第43条の16第2項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し又は使用済燃料貯蔵事業の停止命令	基準は、第43条の16第2項に規定されている。(※3)	
第43条の19第1項	使用済燃料貯蔵施設の使用の停	基準は、第43条の19第1項並びに貯蔵事業許可基準規則及び	



	止等	貯蔵技術基準規則に規定されている。(※3)	
第43条の19 第2項	防護措置に係る 是正措置等の命 令	基準は、第43条の19第2項及 び貯蔵規則第36条に規定され ている。 貯蔵規則第36条については、原 子力規制委員会が別に定める基 準を基とし、個々の事案ごとに判 断する。	
第43条の20 第1項	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 保安規定の認可	基準は、第43条の20第2項に 規定されている。 同項第2号については、使用済燃 料貯蔵施設における保安規定の 審査基準（原管廃発第13112 74号（平成25年11月27日 原子力規制委員会決定））を基と し、個々の事案ごとに判断する。	※6
	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 保安規定の変更 の認可	同上	30日
第43条の20 第3項	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 保安規定の変更 命令	基準は、第43条の20第3項に 規定されている。(※3)	
第43条の24	使用済燃料取扱 主任者の解任命 令	基準は、第43条の24に規定さ れている。(※3)	
第43条の25 第1項	使用済燃料貯蔵 事業者が定めた 核物質防護規定 の認可	基準は、第43条の25第2項に おいて読み替えて準用する第1 2条の2第2項及び貯蔵規則第 36条に規定されている。 貯蔵規則第36条については、原 子力規制委員会が別に定める基 準を基とし、個々の事案ごとに判 断する。	90日

	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第43条の25第2項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の25第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び貯蔵規則第36条に規定されている。 貯蔵規則第36条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第43条の26第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の26第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第43条の26の2第1項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式証明	基準は、第43条の26の2第2項及び貯蔵事業許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵事業許可基準解釈	※6
第43条の26の2第3項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の設計の変更の承認	基準は、第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	※6
第43条の26の2第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式証明の取消し	基準は、第43条の26の2第1項の審査基準と同じ。	
第43条の26の3第1項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式の指定	基準は、第43条の26の3第3項及び貯蔵技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵技術基準解釈	※6
第43条の26の3第5項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式の指定の取消し	基準は、第43条の26の3第1項と同じ。	

第43条の26の3第6項	指定外国容器等製造者等に係る特定容器等の型式の指定の取消し	基準は、第43条の26の3第6項第1号から第3号までに規定されている。	
第43条の27第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	※6
第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。(※2)	※6
第43条の28第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。(※2)	※6
第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防	基準は、第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	

7第8項	止のための措置等の命令		
第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。 (※2)	※6
<b>【再処理の規制】</b>			
第44条第1項	再処理事業の指定	基準は、第44条の2第1項各号の規定並びに再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管研発第1311277号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）） ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）） ○品質管理基準解釈	※6
第44条の4第1項	再処理事業の変更の許可	同上	※6
第45条第1項	再処理施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第45条第3項に規定されている。 同項第2号については、再処理施	※6

		設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第9号。以下「再処理技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002054号-4（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）。以下「再処理技術基準解釈」という。）	
	再処理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※6
第45条第2項	再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※6
第46条第3項	再処理施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第46条第2項に規定されている。 同項第2号については、再処理技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○再処理技術基準解釈	確認終了後30日
第46条の5第1項	再処理事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第46条の5第2項において準用する第44条の2第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定されている。（※2）	※6
第46条の7第1項	再処理事業の指定の取消し	基準は、第46条の7第1項及び使用済燃料の再処理の事業に関	

		する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第7条の15に規定されている。（※3）	
第46条の7第2項	再処理事業の指定の取消し又は再処理事業の停止命令	基準は、第46条の7第2項に規定されている。（※3）	
第49条第1項	再処理施設の使用の停止等	基準は、第49条第1項並びに再処理事業指定基準規則及び再処理技術基準規則に規定されている。（※3）	
第49条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第49条第2項及び再処理規則第16条の3に規定されている。 再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第50条第1項	再処理事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第50条第2項に規定されている。 同項第2号については、再処理施設における保安規定の審査基準（原管研発第1311278号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置に係る保安規定の審査については、同審査基準によらない。	30日
	再処理事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第50条第3項	再処理事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第50条第3項に規定されている。（※3）	
第50条の2第	核燃料取扱主任	基準は、第50条の2第2項にお	

2項	者の解任命令	いて準用する第22条の5に規定されている。(※3)	
第50条の3第1項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第50条の3第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日
	再処理事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第50条の3第2項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第50条の3第2項において読み替えて準用する第12条の2第3項及び再処理規則第16条の3に規定されている。再処理規則第16条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第50条の4第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第50条の4第2項において読み替えて準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第50条の4の2第4項	再処理事業者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第50条の4の2第4項及び再処理規則第19条の3の5各号に規定されている。(※3)	
第50条の5第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	※6
第50条の5第	廃止措置計画の	同上	※6

3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	変更の認可		
第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。 (※3)	
第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6
第51条第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	※6
第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6
<b>【廃棄の規制】</b>			
第51条の2第1項	廃棄事業（第二種廃棄物埋設施設及び廃棄物管理	基準は、第51条の3各号の規定並びに第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に關す	※6



	施設に係るものに限る。)の許可	<p>る規則(平成25年原子力規制委員会規則第30号)、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第31号。以下「管理事業許可基準規則」という。)及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針</p> <p>○第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原管廃発第1311277号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p> <p>○廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原管廃発第13112710号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))</p> <p>○品質管理基準解釈</p>	
第51条の5第1項	廃棄事業(第二種廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設に係るものに限る。)の変更の許可	同上	※6
第51条の6第1項	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認	<p>基準は、第51条の6第1項並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成20年経済産業省令第23号。以下「第一種埋設規則」という。)第7条及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する</p>	※6

		る規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第6条に規定されている。 (※2)	
第51条の6第2項	放射性廃棄物等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第51条の6第2項並びに第一種埋設規則第12条及び第二種埋設規則第8条に規定されている。(※2)	※6
第51条の7第1項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第51条の7第3項に規定されている。 同項第2号については、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第10号。以下「廃棄物技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002054号-5（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）。以下「廃棄物技術基準解釈」という。）	※6
	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※6
第51条の7第2項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に係る設計	同上	※6

	及び工事の計画の変更の認可		
第51条の8第3項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第51条の8第2項に規定されている。 同項第2号については、廃棄物技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○廃棄物技術基準解釈	確認終了後30日
第51条の12第1項	廃棄事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第51条の12第2項において準用する第51条の3第1号及び第3号に規定されている。(※2)	
第51条の14第1項	廃棄事業の許可の取消し	基準は、第51条の14第1項並びに第一種埋設規則第43条、第二種埋設規則第12条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第25条に規定されている。(※3)	
第51条の14第2項	廃棄事業の許可の取消し又は廃棄事業の停止命令	基準は、第51条の14第2項に規定されている。(※3)	
第51条の17第1項	特定第一種廃棄物埋設施設の使用の停止等	基準は、第51条の17第1項及び廃棄物技術基準規則に規定されている。(※3)	
	特定廃棄物管理施設の使用の停止等	基準は、第51条の17第1項並びに管理事業許可基準規則及び廃棄物技術基準規則に規定されている。(※3)	
第51条の17	防護措置に係る	基準は、第51条の17第2項並	

第2項	是正措置等の命令	びに第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3に規定されている。 第一種埋設規則第62条、第二種埋設規則第19条の3及び管理規則第33条の3については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第51条の18第1項	廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）が定めた保安規定の認可	基準は、第51条の18第2項に規定されている。 同項第2号については、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第1311278号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））又は廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112712号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	30日
	廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日 （第二種埋設規則第20条第1項第6号に掲げる事項の変更の認可については、※6）
第51条の18第3項	廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）が定めた保安規定の変更命令	基準は、第51条の18第3項に規定されている。（※3）	

第51条の19 第1項	廃棄物埋設地の 譲受けの許可	基準は、第51条の19第2項に おいて準用する第51条の3に 規定されている。(※2)	※6
第51条の22	廃棄物取扱主任 者の解任命令	基準は、第51条の22に規定さ れている。(※3)	
第51条の23 第1項	廃棄事業者が定 めた核物質防護 規定の認可	基準は、第51条の23第2項に おいて読み替えて準用する第1 2条の2第2項並びに第一種埋 設規則第62条、第二種埋設規則 第19条の3及び管理規則第3 3条の3に規定されている。 第一種埋設規則第62条、第二種 埋設規則第19条の3及び管理 規則第33条の3については、原 子力規制委員会が別に定める基 準を基とし、個々の事案ごとに判 断する。	90日
	廃棄事業者が定 めた核物質防護 規定の変更の認 可	同上	90日
第51条の23 第2項	廃棄事業者が定 めた核物質防護 規定の変更命令	基準は、第51条の23第2項に おいて読み替えて準用する第1 2条の2第3項並びに第一種埋 設規則第62条、第二種埋設規則 第19条の3及び管理規則第3 3条の3に規定されている。 第一種埋設規則第62条、第二種 埋設規則第19条の3及び管理 規則第33条の3については、原 子力規制委員会が別に定める基 準を基とし、個々の事案ごとに判 断する。	
第51条の24 第2項	核物質防護管理 者の解任命令	基準は、第51条の24第2項に おいて読み替えて準用する第1 2条の5に規定されている。(※ 3)	
第51条の24	閉鎖措置計画の	基準は、第51条の24の2第3	※6

の2第1項	認可	項において読み替えて準用する第12条の6第4項、第一種埋設規則第77条及び第二種埋設規則第22条の5の7に規定されている。(※2)	
第51条の24の2第2項	閉鎖措置の確認	基準は、第51条の24の2第2項に規定されている。(※2)	※6
第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	閉鎖措置計画の変更の認可	基準は、第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項、第一種埋設規則第77条及び第二種埋設規則第22条の5の7に規定されている。(※2)	
第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第51条の25第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項並びに第一種埋設規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(※2)	※6
第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第51条の25	廃止措置の終了	基準は、第51条の25第3項に	※6

第3項において準用する第12条の6第8項	の確認	において準用する第12条の6第8項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。(※2)	
第51条の26第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項並びに第一種埋設規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(※2)	※6
第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。(※2)	※6
第51条の29第1項	土地の掘削の許可	基準は、第51条の29第2項及び指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則(平成30年原子力規制委員会規則第10号)第3条に規定されている。(※2)	※6
第51条の30	土地の掘削の中止命令等	基準は、第51条の30に規定されている。(※3)	

【核燃料物質の使用に関する規制】			
第52条第1項	核燃料物質の使用の許可	<p>基準は、第53条各号の規定並びに使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））</p> <p>○品質管理基準解釈</p>	令第41条に該当するものは※6、それ以外は90日間
第55条第1項	核燃料物質の使用の変更の許可	同上	令第41条に該当するものは※6、それ以外は90日間
第55条の2第3項	核燃料物質の使用施設等の使用前検査に関する確認	<p>基準は、第55条の2第2項に規定されている。</p> <p>同項第2号については、使用施設等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第11号）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</p> <p>○使用施設等の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002045号-6（令和2年2月5日原子力規制委員会決定））</p>	確認終了後30日間
第55条の3第1項	核燃料物質の使用である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第55条の3第2項において準用する第53条第1号、第3号及び第4号に規定されている。（※2）	60日間
第56条	核燃料物質の使	基準は、第56条に規定されてい	



	用の許可の取消し等	る。(※3)	
第56条の4第1項	使用施設等の使用の停止等	基準は、第56条の4第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「燃料使用規則」という。)に規定されている。(※3)	
第56条の4第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第56条の4第2項及び燃料使用規則第2条の11の13に規定されている。 燃料使用規則第2条の11の13については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第57条第1項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の認可	基準は、第57条第2項に規定されている。 同項第2号については、使用施設等における保安規定の審査基準(原規研発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日間
	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更の認可	同上	60日間
第57条第3項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第57条第3項に規定されている。(※3)	
第57条の2第1項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第57条の2第2項において読み替えて準用する第12条の2第2項及び燃料使用規則第2条の11の13に規定されている。 燃料使用規則第2条の11の13については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々	90日

		の事案ごとに判断する。	
	核燃料物質の使用 者が定めた核 物質防護規定の 変更の認可	同上	90日
第57条の2第 2項	核燃料物質の使用 者が定めた核 物質防護規定の 変更の命令	基準は、第57条の2第2項にお いて読み替えて準用する第12 条の2第3項及び燃料使用規則 第2条の11の13に規定され ている。 燃料使用規則第2条の11の1 3については、原子力規制委員会 が別に定める基準を基とし、個々 の事案ごとに判断する。	
第57条の3第 2項	核物質防護管理 者の解任命令	基準は、第57条の3第2項にお いて読み替えて準用する第12 条の5に規定されている。(※3)	
第57条の5第 2項	核燃料物質の使用 施設等（令第4 1条各号に掲げ る核燃料物質を 使用するものに 限る。）の廃止措 置計画の認可	基準は、第57条の5第3項にお いて読み替えて準用する第12 条の6第4項及び燃料使用規則 第6条の5に規定されている。 (※2)	※6
	核燃料物質の使用 施設等（令第4 1条各号に掲げ る核燃料物質を 使用しないもの に限る。）の廃止 措置計画の認可	基準は、第57条の5第3項にお いて読み替えて準用する第12 条の6第4項及び燃料使用規則 第6条の5に規定されている。 これらの規定については、令第4 1条非該当使用施設等の廃止措 置計画の審査基準（原規規発第 2112156号（令和3年12月15日 原子力規制委員会決定）。以下「令 第41条非該当施設廃止措置計 画審査基準」という。）を基とし、 個々の事案ごとに判断する。	90日間

第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。（※2）	※6
	核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日間
第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第7項において規定されている。（※3）	
第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了の確認	基準は、第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び燃料使用規則第6条の7に規定されている。（※2）	※6
第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。（※2）	※6
	許可の取消し等	基準は、第57条の5第3項にお	90日間

	に伴う核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないに限る。）の廃止措置計画の認可	いて読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。（※2）	※6
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	90日間
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第8項において規定されている。（※3）	
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の	※6

		7に規定されている。(※2)	
<b>【核原料物質の使用に関する規制】</b>			
第57条の7第5項	核原料物質の使用に係る是正命令	基準は、第57条の7第5項及び核原料物質の使用に関する規則(昭和43年総理府令第46号)第2条に規定されている。(※3)	
<b>【原子力事業者等の規制】</b>			
第58条第2項	工場等外廃棄に関する確認	基準は、第58条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号。以下「外廃棄規則」という。)第2条第1項に規定されている。(※2)	※6
第58条第3項	保安のために必要な措置命令	基準は、第58条第3項及び外廃棄規則第2条第1項に規定されている。(※3)	
第59条第2項	運搬に関する措置(運搬する物に関するものに限る。)の確認	基準は、第59条第1項及び第2項並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。)第3条から第17条の2まで及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号。以下「外運搬告示」という。)に規定されている。	※6
第59条第3項	運搬に使用する容器の承認	基準は、第59条第1項及び第3項並びに外運搬規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。	※6
第59条第4項	保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第59条第1項及び第4項並びに外運搬規則第3条から第15条までに規定されている。(※3)	
第59条の2第2項	特定核燃料物質の運搬に関する	基準は、第59条の2第1項に規定されている。(※2)	14日間

	取決めの締結に関する確認		
第60条第2項	保安のために必要な措置命令	基準は、第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号）第2条に規定されている。（※3）	
	特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第60条第1項及び第2項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則第3条に規定されている。（※3）	
第61条の2第1項	放射能濃度についての確認	基準は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第16号。以下「放射能濃度確認規則」という。）第4条に規定されている。（※3）	※6
第61条の2第2項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可	基準は、放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、以下の規定を基として個々の事案ごとに判断する。 ○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（原規規発第1909112号（令和元年9月11日原子力規制委員会決定））	※6
<b>【国際規制物資に関する規制】</b>			
第61条の3第1項	国際規制物資の使用の許可	※7	30日間
第61条の5の2第1項	国際規制物資使用者である法人の合併及び分割に係る認可	同上	30日間

第61条の6	国際規制物資の使用の許可の取消し等	基準は、第61条の6に規定されている。(※3)	
第61条の8第1項	計量管理規定の認可	基準は、第61条の8第2項に規定されている。(※2)	30日間
	計量管理規定の変更の認可	同上	30日間
第61条の8第3項	計量管理規定の変更の命令	基準は、第61条の8第3項に規定されている。(※3)	
第61条の9	国際規制物資の返還又は譲渡の命令	基準は、第61条の9に規定されている。(※3)	
第61条の10	指定情報処理機関の指定	基準は、第61条の12に規定されている。(※2)	※6
第61条の16第1項	指定情報処理機関の業務規定の認可	※7	※6
	指定情報処理機関の業務規定の変更の認可	同上	※6
第61条の16第3項	指定情報処理機関の業務規定の変更の命令	基準は、第61条の16第3項に規定されている。(※3)	
第61条の17第1項	指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の認可	※7	30日間
	指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	同上	30日間
第61条の19	指定情報処理機関の指定の基準に係る適合命令	基準は、第61条の12に規定されている。(※3)	
第61条の20	情報処理業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可	※7	※6

第61条の21	指定情報処理機関の指定の取消し等	基準は、第61条の21に規定されている。(※3)	
第61条の23の2	指定保障措置検査等実施機関の指定	基準は、第61条の23の4並びに国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下「国際規制物資使用規則」という。)第4条の10及び第4条の11に規定されている。(※2)	※6
第61条の23の8第1項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の認可	※7	※6
	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可	同上	※6
第61条の23の8第3項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の命令	基準は、第61条の23の8第3項に規定されている。(※3)	
第61条の23の11第1項	指定保障措置検査等実施機関の役員を選任及び解任の認可	※7	30日間
第61条の23の11第2項	指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任の認可	基準は、国際規制物資使用規則第4条の10に規定されている。(※2)	30日間
第61条の23の12	指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員の解任命令	基準は、第61条の23の12に規定されている。(※3)	
第61条の23の14	指定保障措置検査等実施機関に対する監督命令	基準は、第61条の23の14に規定されている。(※3)	
第61条の23	保障措置検査等	※7	※6



の15	実施業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可		
第61条の23の16	指定保障措置検査等実施機関の指定の取消し等	基準は、第61条の23の16に規定されている。(※3)	
第61条の23の20	指定保障措置検査等実施機関の事業計画及び収支予算の認可	※7	30日間
	指定保障措置検査等実施機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	同上	30日間
<b>【雑則】</b>			
第64条第3項	危険時の措置命令	基準は、第64条第3項に規定されている。(※3)	
第64条の2第1項	特定原子力施設の指定	基準は、第64条の2第1項に規定されている。(※3)	
第64条の2第3項	特定原子力施設の指定の解除	基準は、第64条の2第3項に規定されている。(※3)	
第64条の3第1項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の認可	基準は、第64条の3第3項に規定されている。(※2)	※6
第64条の3第2項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更の認可	同上	※6
第64条の3第4項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更命令	基準は、第64条の3第4項に規定されている。(※3)	
第64条の3第6項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防	基準は、第64条の3第6項に規定されている。(※3)	

	止のための措置等の命令		
<b>【その他】</b>			
外運搬規則第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、外運搬規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。	※6
外運搬告示第3条第1項第1号の表上欄	特別形核燃料物質等の設計の承認	基準は、外運搬告示第3条第1項第1号の表上欄イ及びロに規定されている。	※6
外運搬告示第3条第1項第1号の表下欄	外運搬告示別表第2の第2欄又は第3欄に掲げる数量の承認	基準は、外運搬告示別表第2に規定されている。	※6
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第9条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定	基準は、同規則第11条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第11条第1項の規定に基づく認定基準（原規総発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	※6
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第15条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定の取消し	基準は、同規則第11条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第11条第1項の規定に基づく認定基準	
核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第6条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定	基準は、同規則第8条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第8条第1項の規定に基づく認定基準（原規総発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））	※6

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第12条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定の取消し	基準は、同規則第8条第1項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第8条第1項の規定に基づく認定基準	
国際規制物資使用規則第4条の27第3項	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る相互流用又は予備費の使用の承認	※7	30日間
国際規制物資使用規則第4条の28第1項	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る繰越しの承認	同上	30日間
国際規制物資使用規則第4条の30第2項	会計規程の基本的事項の承認及び変更の承認	同上	30日間

- ※1：当面申請が見込まれないため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
- ※2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。
- ※3：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。
- ※4：旧原子力安全委員会が決定した試験研究用原子炉に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- ※5：旧原子力安全委員会が決定した核燃料施設に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- ※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。
- ※7：事案ごとの裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。